

# 減災に向けた 都の取組実施状況

令和3年5月

東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会

# 減災に向けた東京都の取組事例

- ・避難情報発令に係るガイドラインの提供（総務局）
- ・大規模地下街等における浸水対策の取組について（都市整備局）
- ・柳瀬川流域を対策強化流域に追加（東京都豪雨対策基本方針）（都市整備局・建設局）
- ・水防災情報の発信強化（建設局）
- ・排水対策の検討（建設局）
- ・水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練の実施（建設局）
- ・浸水予想区域図の改定（建設局・下水道局）
- ・樋門の操作を安全に実施するための対策（下水道局）
- ・高潮防災総合情報システムによる防災情報発信力の強化（港湾局）
- ・高潮特別警戒水位の設定及び運用について（港湾局・建設局）
- ・ダム放流情報の提供（交通局）
- ・防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用（水道局）
- ・不動産事業者との不動産取引時における水害リスク情報の共有について（住宅政策本部）
- ・円滑かつ迅速な避難のための取組（福祉保健局）
- ・避難計画の作成義務等の周知及び防災教育の充実（教育庁）
- ・私立学校への情報提供等について（生活文化局）

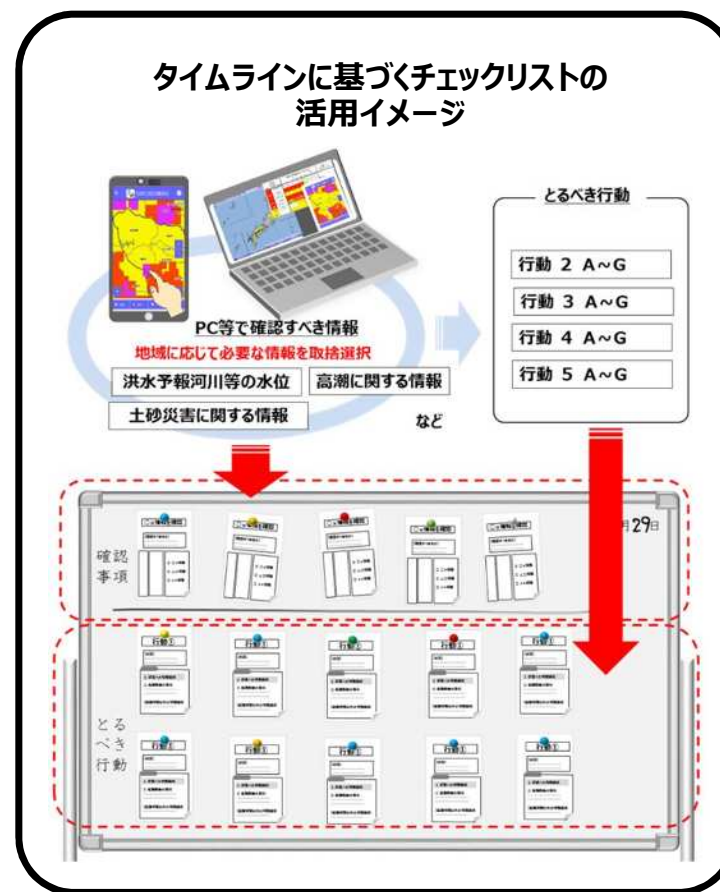
○ 大規模風水害時において、避難情報の発令や避難先の確保などの避難対策について、東京都ならではの特徴を捉えた上で、とるべき対応をガイドラインとしてとりまとめ

## <とるべき対応>

- ① **避難情報を的確に発令するために必要となる体制を強化すること**
  - ・ 大規模風水害を対象としたタイムラインの作成およびチェックリストの活用・発災時の的確な態勢確保
- ② **避難に関する情報の内容、情報発信のタイミングを把握すること**
  - ・ 防災気象情報等の正しい知識の習得・確認方法
  - ・ 避難情報等の発令のタイミングに迷う事例を紹介して対応方法を提示
- ③ **発災時の混乱を防止するための避難先を確保すること**
  - ・ 避難先のさらなる確保
  - ・ 避難先の分散やきめ細かな避難情報の発令による混雑緩和

それぞれの地域の特性を考慮し、ガイドラインにとりまとめ

東京全体の  
災害対応力を向上



# 大規模地下街等における浸水対策の取組について

- 東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を7月から8月に各1回、2月に各1回の計各2回を感染対策をいっ  
つ開催した。(図-1)
- 出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、新規に上野・御徒町地区  
では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。(写真-1、2)
- 各部会の代表団体や学識経験者、行政関係部署により構成される幹事会を6月に書面にて開催した。(図-1)
- 昨年度に引き続き、有楽町、銀座の2地区で、地下街等の出入口について、地元区と施設管理者とともに感染対策をいっ  
つつ、避難経路を精査した。
- 9月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。

## 浸水被害に脆弱な大規模地下街の浸水対策を加速させる

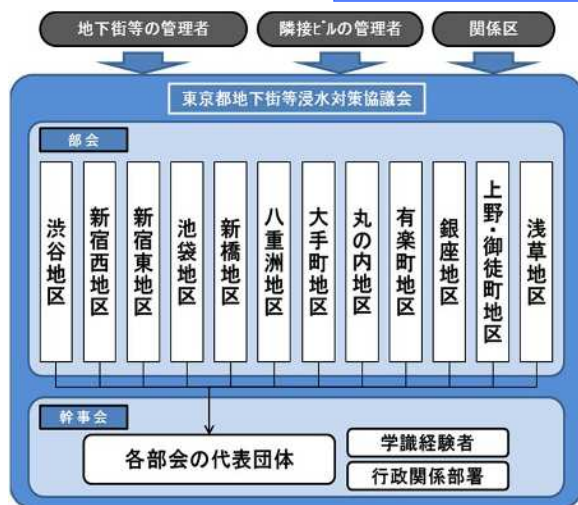


図-1 協議会の構成イメージ



写真-1 避難誘導訓練の状況



写真-2 浸水防止訓練の状況

# 柳瀬川流域を対策強化流域※<sup>1</sup>に追加(東京都豪雨対策基本方針※<sup>2</sup>)

## 【概要】

令和元年東日本台風などの過去の浸水被害状況や降雨状況、流域特性、河川整備等の対策状況を踏まえ、既存の対策強化流域(9流域)に加え、柳瀬川流域を追加。

## 【柳瀬川流域における豪雨対策の目標】

- ①時間65ミリ降雨(年超過確率1/20)までは浸水被害を防止すること。
- ②目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保すること。

## 【柳瀬川流域における今後の取組】

### (流域別豪雨対策計画の策定)

豪雨対策を総合的に進めていくための基本的な計画であり、今後、関係各市町において浸水対策を実施していくための基礎となる「柳瀬川流域豪雨対策計画」を策定する。

### (河川整備の具体的取組)

「柳瀬川流域河川整備計画」を改定し、護岸整備に加え、新たな調節池の整備等を進める。

### (流域対策の具体的取組)

流域対策における市町ごとの対策目標量の明確化や流域対策に係る都の補助金交付対象に流域の市町を追加する等、雨水流出抑制を強化していく。



東京都豪雨対策基本方針における  
既存の対策強化流域及び柳瀬川流域の位置図

※1:これまで甚大な浸水被害が発生しており、区部では時間75ミリ、多摩部では時間65ミリの降雨に対し、浸水被害の防止対策を実施する流域。

※2:平成19年に策定された治水対策全体(総合治水対策)に関する方針で、平成26年6月に、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ改定を実施。

# 水防災情報の発信強化

建設局

取組③、⑬

## ○ 河川監視カメラの設置拡大

- 河川の水位や状況などをより分かりやすく伝えるため河川監視カメラの設置拡大を進める
- 令和2年度に13箇所増設・画像公開
- 令和2～3年度にかけて40箇所増設・画像公開予定

## ○ 更なる情報発信に向けた取組

- 河川監視カメラの画像、水位や雨量等の水防災情報について、情報発信ルートを強化するため報道機関や情報提供事業者の提供するサービスを活用するほか、監視カメラの画像の動画化、見やすく使いやすいホームページの検討を進める



報道機関からの発信



動画化



情報提供事業者の提供するサービスからの発信

情報発信ルートの強化に向けた検討

河川監視カメラの設置拡大

## ○浸水後の社会経済被害の最小化や都民の一刻も早い生活再建を目的に排水の検討を実施

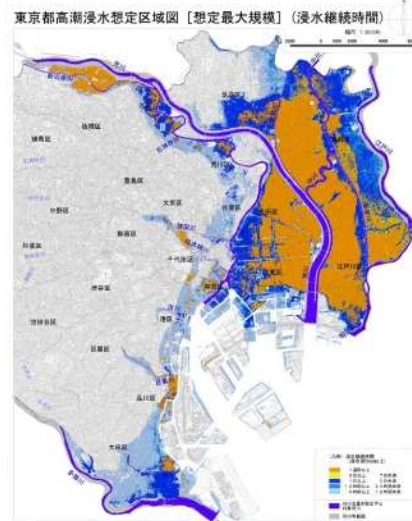
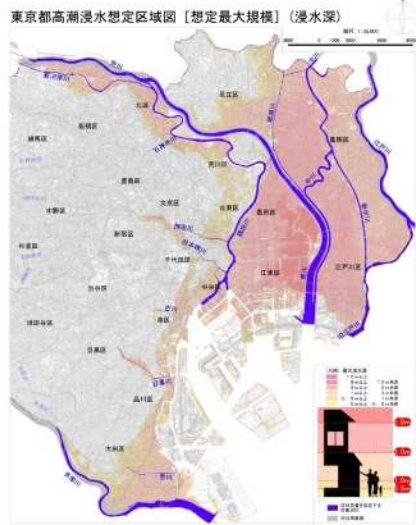
### ● 高潮浸水想定区域図の公表

#### ■ 平成27年7月 水防法の一部改正

・想定最大規模の高潮（概ね1,000年に1回程度の台風を対象）について高潮浸水想定区域の指定やハザードマップによる周知を義務化

#### ■ 平成30年3月 高潮浸水想定区域図の公表

・大規模な浸水被害が生じ、広範囲で1週間以上の浸水が継続する課題が明確化



### ● 高潮浸水想定区域図公表後の取組み

#### ■ 排水対策の検討

・早期の浸水解消に向けた排水作業準備計画を作成するため、平成30年12月に検討委員会を設置

■ 令和2年4月 水防法に基づく水位周知海岸及び高潮氾濫危険水位を設定し、高潮氾濫危険情報の運用を開始

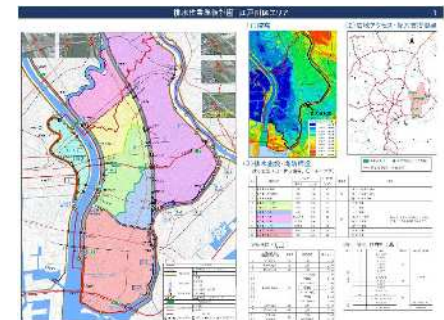
### ● 排水対策検討の目的

・浸水後の社会経済被害の最小化、都民生活の早期の復旧、復興（域外避難者の早期帰還）に向けた浸水解消のため

### ● 排水作業準備計画検討委員会での検討事項

#### ■ エリア別排水作業準備計画図の作成

- ・大規模水害時の排水作業に必要な情報を、エリアごとにまとめた排水作業準備計画図を作成
- ・掲載する情報：排水施設箇所、ポンプ所集水区、高速道路等情報、標高、広域アクセス、水門等河川施設情報、河川管理用通路情報など



#### ■ 排水作業にあたっての全エリア共通事項の整理

- ・排水作業開始までの流れ、排水ポンプ車の保有状況・諸元、排水ポンプ車の配置方法、排水計画立案における考え方、仮復旧方法

### ● 検討スケジュール（予定）

	H30年度	H31年度	令和2年度	令和3年度
<b>排水対策の検討</b>	連絡会	委員会設置	計画策定	
直轄河川の排水計画（国土交通省）	[Progress bar]			

# 水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練の実施

建設局

取組⑰

## 実施の目的

- ◆排水ポンプ車の性能紹介
- ◆水防管理団体職員による排水ポンプ車操作体験

## 実施事務所等

- ◆実施機関 建設局北多摩南部建設事務所
- ◆参加機関 狛江市、調布市、三鷹市、小金井市

## 実施概要



排水ポンプ車概要説明



操作方法説明



排水状況の確認



水中ポンプ取扱体験

## 令和3年度以降の予定

- ◆排水ポンプ車を所有する全事務所で展開予定

## 移動式排水ポンプ車



## 配備台数

- 西多摩建設事務所を除く10建設事務所に1台ずつ計10台を配備



## 特徴

- 軽量ポンプで、簡単に持ち運び可能
- 毎分5m<sup>3</sup>の排水が可能な水中ポンプを2台積載



# 浸水予想区域図の改定

## ○外力を想定最大規模降雨とした浸水予想区域図の改定

- 都各区市町村が作成するハザードマップの基となる「浸水予想区域図」について、都管理河川14区域及び流域下水道幹線等2区域すべてで改定が完了



浸水予想区域図		改定年度
都管理河川14区域	神田川流域	平成30年3月
	城南地区河川流域	平成30年12月
	石神井川及び白子川流域	令和元年5月
	野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域	令和元年6月
	境川流域	平成30年6月
	鶴見川流域	平成30年10月
	残堀川流域	令和元年12月
	黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域	令和元年12月
	浅川圏域、大栗川及び三沢川流域	令和2年1月
	隅田川及び新河岸川流域	令和3年3月
	江東内部河川流域	令和2年3月
	中川・綾瀬川圏域	令和3年3月
	霞川及び多摩川上流圏域	令和2年8月
	秋川及び平井川流域	令和2年8月
道流域下水幹線等2区域	多摩川上流雨水幹線流域	令和元年12月
	北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域	令和2年3月

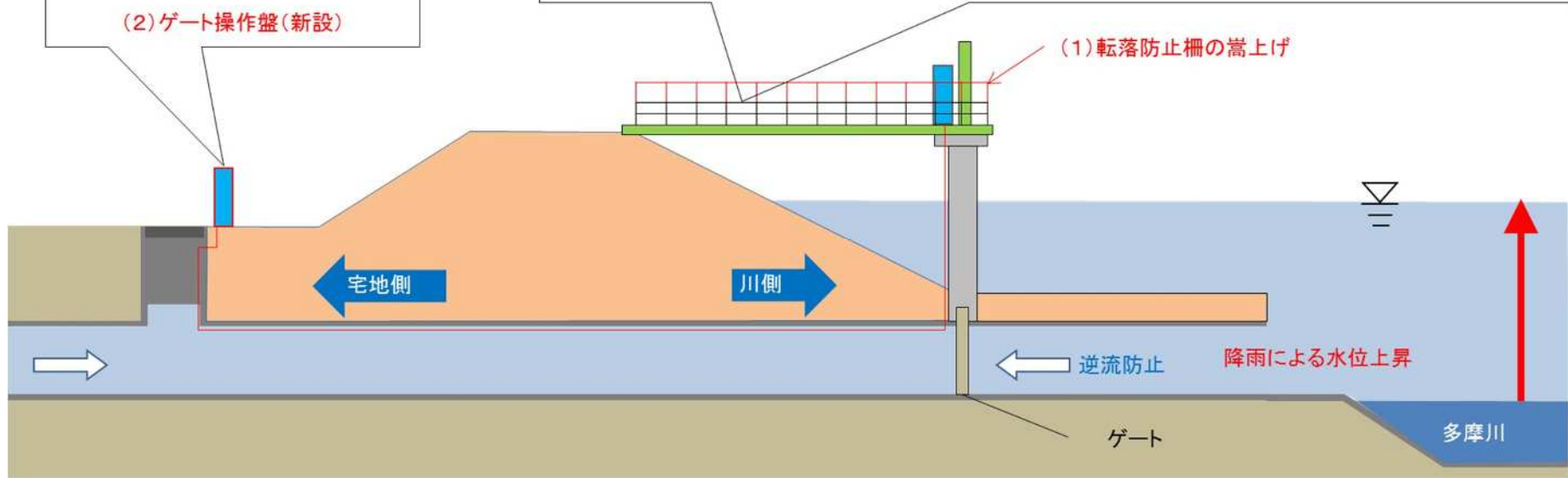
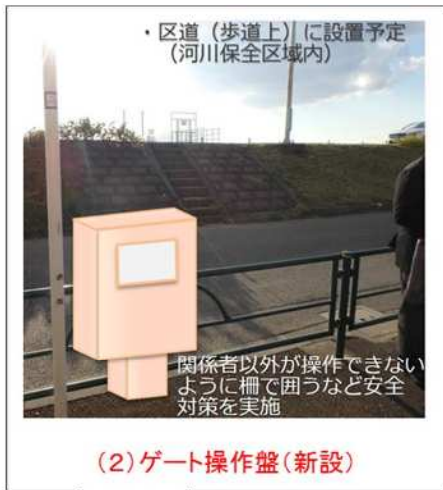
※赤字：洪水予報河川及び水位周知河川を含む流域

# 樋門の操作を安全に実施するための対策

下水道局

取組⑳

- 多摩川下流部にある下水道局所管の樋門について、転落防止柵のかさ上げと堤防より河川側でしか操作できない樋門において、堤防より宅地側からでも安全に操作できるように遠隔化を実施



対策イメージ

## ○高潮防災総合情報システムによる防災情報の発信

- ・ 平常時から、高潮防災に資する情報の発信を強化するとともに、非常時に**正確かつ迅速な情報発信**を行うことで、都民の的確な避難行動につなげ、高潮への備えを強化する。

### 高潮リスク検索サービスをR2年度にホームページにて提供

高潮浸水想定区域図において、ピンポイントに浸水深・継続時間を容易に検索できるサービス

### 高潮防災総合情報システムをR3年度よりホームページにて公開

- ・ 潮位、雨量、風向風速、気圧、気温
- ・ 水門開閉情報(全水門)
- ・ ライブカメラ映像(4箇所)
- ・ 高潮氾濫発生情報の発出状況
- ・ 高潮防災に資する教育的コンテンツ

### 関係区・庁内関係者・報道機関等へ一斉配信(メール等)

- ・ 高潮氾濫発生情報の発信
- ・ 水門・陸こう操作



港湾局ホームページにおけるライブカメラ映像の公開状況(イメージ)



ライブカメラ設置場所

# 高潮特別警戒水位の設定及び運用について

港湾局・建設局

取組③

## 高潮特別警戒水位の設定について

- 水防法に基づき、東京湾沿岸（東京都区間）を、高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸（水位周知海岸）として指定し、高潮による氾濫が発生する危険性を都民の皆様にお知らせする基準となる「高潮特別警戒水位」を令和2年度東京都水防計画に定め、令和2年4月13日から運用を開始した。
- 高潮浸水想定区域図（H30年3月公表）策定時における高潮シミュレーションをもとに、情報伝達や住民の避難に必要な時間（リードタイム）を考慮して設定した。
- 湾奥に位置し水位を適切に監視できることから、東京都が管理する辰巳水門（江東区）を基準水位観測所とした。
- 設定した高潮特別警戒水位は、以下のとおり。

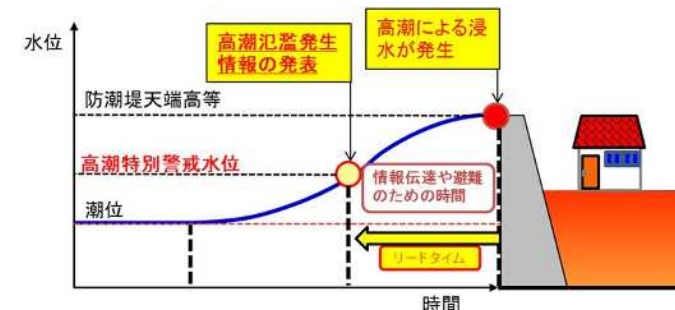
千代田区・中央区・港区・品川区・大田区	A.P.+3.6m
墨田区・江東区・江戸川区	A.P.+3.9m
北区・板橋区・足立区・葛飾区	A.P.+4.3m



<高潮特別警戒水位>

## 高潮氾濫発生情報の発表について

- 辰巳水門の水位が高潮特別警戒水位に達した段階で、域内の垂直避難等を促すための高潮氾濫発生情報（避難勧告等の目安となる警戒レベル5相当情報）を発表し、関係区に通知するとともに、報道機関等の協力を得て住民の皆様にお知らせする。
- 令和3年5月の災対法一部改正に伴い、高潮特別警戒水位到達時の氾濫危険情報（警戒レベル4相当）は氾濫発生情報（警戒レベル5相当）として運用する。



<高潮氾濫発生情報イメージ>

# ダム放流情報の提供

交通局

取組⑤

白丸調整池ダムでは、大雨などにより水位が急激に上昇した場合、ダムのゲートから放流を行うことがあります。その際には、必要に応じて関係機関に通知するとともに、サイレンやスピーカーによる警報や、巡回による注意喚起を実施しています。



放流警報用のサイレンとスピーカー



警報用車両

- ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている
- 関係機関にダム放流に関する情報を伝達している

- ・令和2年度は、計2回の余水吐放流の前にプレス発表を実施。一般の方が多摩川に近づかないよう、余水吐放流の前にプレス発表を行って注意喚起をしている。さらに、SNSを活用し、より広範囲にダムの放流に関する情報を発信している。
- ・放流に係る各時点の最新情報をその都度ホームページに掲載し、協議会メンバーにリマインドメールを送信している。

## 覚えてください！小河内ダム余水吐放流時のサイレン

小河内貯水池(奥多摩湖)では、台風や豪雨などの影響で大量の水を余水吐から放流することがあります。川底利用している方などに、ダムからの余水吐からの放流を確実にお知らせするために、職員によるパトロールや警備隊員からサイレンを鳴らし警告を行います。

川の水が増えますので、川には近づかないでください。

※余水吐とは、洪水時などの流入に備え、速やかに水を放流する施設(ゲート)

### サイレンの鳴り方

サイレンは、「50秒鳴動、10秒休止」のパターンを繰り返します。

-  50秒間
-  休10秒間
-  50秒間
-  休10秒間
-  50秒間
-  休10秒間
-  50秒間
-  休10秒間
-  50秒間



### サイレン設置場所



▲ ホームページによる周知

令和2年10月9日  
水 道 局

### 台風14号の影響に伴う小河内ダムからの余水吐放流について

気象庁の発表によると、台風14号の影響で、10月11日(日)6時までの24時間に予想される雨量は、関東甲信地方の多いところで100ミリから200ミリと予想されています。

小河内ダムでは、今後の降雨により貯水量が増加すると予想されることから、10月9日(金)13時より余水吐<sup>※</sup>からの放流を行う予定です。

今後の降雨の状況にもよりますが、10日(土)18時ごろには、余水吐放流量は、毎秒7.9立方メートル程度となる見込みです。この結果、合計放流量は発電放流と合わせて毎秒100立方メートルとなります。

なお、10月9日(金)8時現在、小河内貯水池の貯水量は約1億6,402立方メートル、貯水率88%となっています。

発電放流量	21 m <sup>3</sup> /s		
余水吐放流量	0 m <sup>3</sup> /s	7.9 m <sup>3</sup> /s	+7.9 m <sup>3</sup> /s
合 計	21 m <sup>3</sup> /s	100 m <sup>3</sup> /s	+7.9 m <sup>3</sup> /s


今後の降雨状況によっては、さらに放流量を増加することもあります。

<参考> 放流の内容


	現状	変更後	増 減
発電放流量	21 m <sup>3</sup> /s	21 m <sup>3</sup> /s	0 m <sup>3</sup> /s
余水吐放流量	0 m <sup>3</sup> /s	7.9 m <sup>3</sup> /s	+7.9 m <sup>3</sup> /s
合 計	21 m <sup>3</sup> /s	100 m <sup>3</sup> /s	+7.9 m <sup>3</sup> /s

これに伴い、河川の水位が上昇する恐れがありますので、河川に近づかないようにして下さい。


※ 余水吐とは、洪水時などの流入に備え、速やかに水を放流する施設(ゲート)



ダム堤防



小河内貯水池




余水吐

お問い合わせ先

清水部 浄水課	連絡: 森川
直通: 5320-6446, 5320-6473	
内線: 49-230, 49-257	

○小河内貯水池管理課 専任係  
所在地 西多摩郡奥多摩町深石  
電話 0426-66-2211


▲ 令和2年10月9日発表  
余水吐放流に関するプレス文

 東京都水道局 @tocho\_suido 10月9日

【Caution】 Due to the Typhoon No.14, rainfall is expected. So we plan to increase the discharge amount of Ogouchi dam using a spillway from 1pm today (10/9). For the reason, the water level of Tamagawa River rise. Please do not approach to Tamagawa River.

詳細を表示

---

 東京都水道局 @tocho\_suido 10月9日

【注意喚起】 小河内ダムでは、今後の降雨により貯水量が増加すると予想されることから、10月9日(金)13時より余水吐からの放流を行う予定です。これに伴い多摩川の河川水位が上昇するおそれがありますので、多摩川に近づかないようにして下さい。

詳細を表示

▲ 令和2年10月9日SNS掲載  
余水吐放流に関する情報発信

## トピックス

### 小河内ダム予備警戒体制について

小河内ダムでは、9日9時00分に予備警戒体制に入りました。降雨量の増加により河川の水位が急激に上昇するおそれがありますので、多摩川には近づかないようにして下さい。

なお、現在余水吐放流を予定しており、内容が決まり次第プレス発表いたします。

9日 9時現在のダム状況	
総放流量	21.5m <sup>3</sup> /秒
内訳)余水吐放流量	0.0m <sup>3</sup> /秒
発電放流量	21.5m <sup>3</sup> /秒
貯水池への流入量	19.5m <sup>3</sup> /秒
貯水位	96.35m
24時間雨量(小河内地点)(6~5時)	2.0mm
累計雨量(小河内地点)	71.5mm

▲ 令和2年10月9日掲載  
放流に係る各時点の最新情報

# 不動産事業者との不動産取引時における水害リスク情報の共有について

住宅政策本部

- ▶ 宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）施行規則の改正により、令和2年8月から宅建業法第35条に基づく宅地建物取引時の重要事項説明において、不動産事業者が、区市町村の提供する水害ハザードマップを用いて、不動産購入者等に水害リスクに関する説明を行うことが義務付けられた。
- ▶ 都では、不動産業関連業界団体に対し、加盟各社へ改正法施行の周知を要請するとともに、水害リスクに関する情報提供や改正法の概要等について団体発行の会報誌への掲載を依頼するなど、業界団体と連携し、水害の減災に向けた取り組みを行った。

2 住 在 不 第 606 号  
令 和 2 年 7 月 17 日

公 益 社 団 法 人 東 京 都 宅 地 建 物 取 引 業 協 会  
会 長 〇〇〇 様

東 京 都 住 宅 政 策 本 部 住 宅 企 画 課  
不 動 産 課 長 西 崎 某

宅 地 建 物 取 引 業 法 施 行 規 則  
及 び 宅 地 建 物 取 引 業 法 の 解 釈 ・ 適 用 の 考 え 方 の 一 部 改 正 に つ い て

平 素 より 東 京 都 の 事 務 事 業 に 御 理 解 ・ 御 協 力 を 賜 り、 厚 く 御 礼 申 し 上 げ ます。  
こ の たび、 様 子 の 件 に つ い て 別 紙 の と お り、 国 土 交 通 省 か ら 通 知 が あり ました。  
つ き ま し て は、 貴 団 体 の 加 盟 会 員 に 対 し て 周 知 し、 適 宜 の な い よ う お 取 り 計 り を 願 い ます。

【 担 当 】  
不 動 産 業 課 課 長 担 当 西 崎 ・ 楠 雄  
電 話 03 (5320) 5072

2 住 在 不 第 606 号  
令 和 2 年 7 月 17 日

公 益 社 団 法 人 全 日 本 不 動 産 協 会 東 京 都 本 部  
本 部 長 〇〇〇 様

東 京 都 住 宅 政 策 本 部 住 宅 企 画 課  
不 動 産 課 長 西 崎 某

宅 地 建 物 取 引 業 法 施 行 規 則  
及 び 宅 地 建 物 取 引 業 法 の 解 釈 ・ 適 用 の 考 え 方 の 一 部 改 正 に つ い て

平 素 より 東 京 都 の 事 務 事 業 に 御 理 解 ・ 御 協 力 を 賜 り、 厚 く 御 礼 申 し 上 げ ます。  
こ の たび、 様 子 の 件 に つ い て 別 紙 の と お り、 国 土 交 通 省 か ら 通 知 が あり ました。  
つ き ま し て は、 貴 団 体 の 加 盟 会 員 に 対 し て 周 知 し、 適 宜 の な い よ う お 取 り 計 り を 願 い ます。

【 担 当 】  
不 動 産 業 課 課 長 担 当 西 崎 ・ 楠 雄  
電 話 03 (5320) 5072

東京都から不動産関連業界団体に対し、改正法施行の周知を要請する通知  
(2020年7月)

東京都住宅政策本部から vol.41  
不動産取引時における  
水害リスク情報の提供について

近年、豪雨災害による被害が頻発・悪化しています。令和元年台風19号では、東京都内でも約850棟の住宅の水害被害が発生したほか、近隣のタウンマンションでは、地下駐車設備への浸水により長時間停電が発生し、エレベーターや水道が使用できなくなるなど、住民の生活に大きな支障を及ぼしました。

災害の恐れが高まった場合に、住民が自らの判断で適切に避難したり、自衛から浸水防止対策に取組むためには、住宅の購入者等が事前に物件の水害リスクについて知っておくことが重要です。こうしたことから、東京都では、昨年度から貴協会ほか不動産業界団体と連携し、関係各等の場において水害リスク情報の提供を行っています。

＜令和元年台風19号による河川氾濫の様子（管内）＞  
氾濫の恐れが高まった場合に、住民が自らの判断で適切に避難したり、自衛から浸水防止対策に取組むためには、住宅の購入者等が事前に物件の水害リスクについて知っておくことが重要です。こうしたことから、東京都では、昨年度から貴協会ほか不動産業界団体と連携し、関係各等の場において水害リスク情報の提供を行っています。

対象災害	地価決定	宅地建物取引における重要事項説明
洪水 （都市計画の浸水想定区域等を含む場合を除く）	水防法	（義務付けされていない）
津波	津波防災関係法律に関する法律	津波防災重要検討区域 土砂災害警戒区域
土砂 （土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域外）	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域

【担当】  
東京都HP 東京都 洪水ハザードマップ 検索 [https://www.kiesetsu.metro.tokyo.lg.jp/zygo/river/chaabu\\_saku/index.html](https://www.kiesetsu.metro.tokyo.lg.jp/zygo/river/chaabu_saku/index.html)

大気や洪水の情報を提供しています！  
都では、水害の軽減を目的として、インターネットや携帯電話に「水害対応情報システム」で提供しています！  
「大雨」や「洪水」などに関するリアルタイム情報を提供しています。

【担当】  
東京都HP 水防災 検索 [http://www.kiesetsu.metro.tokyo.lg.jp/zygo/river/chaabu\\_saku/index.html](http://www.kiesetsu.metro.tokyo.lg.jp/zygo/river/chaabu_saku/index.html)

本件についてのお問い合わせ先  
「水害リスク情報の掲載等」・「宅地建物取引業法に関すること」  
住宅政策本部住宅企画課不動産課 電話 03-5320-5164  
「水害ハザードマップに関すること」 各区市町村へお問い合わせください

(公社) 東京都宅地建物取引業協会  
会報誌2020年7月号

東京都からのお知らせ  
2020.07.16 INFORMATION

不動産取引時における水害リスク情報の提供について

近年、豪雨災害による被害が頻発・悪化しています。令和元年台風19号では、東京都内でも約850棟の住宅の水害被害が発生したほか、近隣のタウンマンションでは、地下駐車設備への浸水により長時間停電が発生し、エレベーターや水道が使用できなくなるなど、住民の生活に大きな支障を及ぼしました。

災害の恐れが高まった場合に、住民が自らの判断で適切に避難したり、自衛から浸水防止対策に取組むためには、住宅の購入者等が事前に物件の水害リスクについて知っておくことが重要です。こうしたことから、東京都では、昨年度から貴協会ほか不動産業界団体と連携し、関係各等の場において水害リスク情報の提供を行っています。

対象災害	地価決定	宅地建物取引における重要事項説明
洪水 （都市計画の浸水想定区域等を含む場合を除く）	水防法	（義務付けされていない）
津波	津波防災関係法律に関する法律	津波防災重要検討区域 土砂災害警戒区域
土砂 （土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域外）	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域

【担当】  
東京都HP 東京都 洪水ハザードマップ 検索 [https://www.kiesetsu.metro.tokyo.lg.jp/zygo/river/chaabu\\_saku/index.html](https://www.kiesetsu.metro.tokyo.lg.jp/zygo/river/chaabu_saku/index.html)

大気や洪水の情報を提供しています！  
都では、水害の軽減を目的として、インターネットや携帯電話に「水害対応情報システム」で提供しています！  
「大雨」や「洪水」などに関するリアルタイム情報を提供しています。

【担当】  
東京都HP 水防災 検索 [http://www.kiesetsu.metro.tokyo.lg.jp/zygo/river/chaabu\\_saku/index.html](http://www.kiesetsu.metro.tokyo.lg.jp/zygo/river/chaabu_saku/index.html)

本件についてのお問い合わせ先  
「水害リスク情報の掲載等」・「宅地建物取引業法に関すること」  
住宅政策本部住宅企画課不動産課 電話 03-5320-5164  
「水害ハザードマップに関すること」 各区市町村へお問い合わせください

(公社) 全日本不動産協会東京都本部  
会報誌2020年7月号

# 円滑かつ迅速な避難のための取組

福祉保健局

取組⑦

## ■情報伝達、避難計画等に関する事項

- 平成31年4月に福祉保健局所管の避難確保計画作成対象施設へ避難確保計画策定義務等について通知
- 指導検査等の際に、避難確保計画作成対象施設においては計画の有無を確認するとともに、未作成の場合は義務化について説明

## 【避難確保計画に定めるべき事項】

計画の項目	チェック項目
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	
(水防法施行規則16条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	
	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか
	避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか
	避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか
(イ) 避難誘導	
(水防法施行規則16条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	
	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか
	避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか
	必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか
(ウ) 施設整備	
(水防法施行規則16条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	
	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか
	夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか
	屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか
(エ) 教育・訓練	
(水防法施行規則16条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	
	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか
(オ) 自衛水防組織（設置した場合はのみ）	
(水防法施行規則16条五) 自衛水防組織の業務に関する事項	
	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか

## 【対象施設への通知内容】

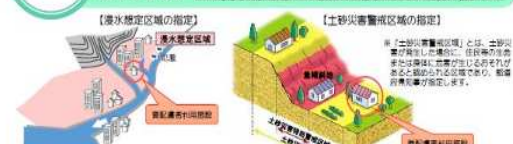
要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

### 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正されました。

**ポイント!** 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。



- 要配慮者利用施設**とは…  
社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。
- 例えば**
- 児童福祉施設
  - 高齢者施設
  - 障害者施設
  - 介護施設
  - 障害者支援センター
  - 福祉ホーム
  - 高齢者グループホーム
  - 児童相談所
  - 児童養育施設
  - 児童発達支援センター
  - 児童発達支援センター
  - 児童発達支援センター
  - 児童発達支援センター
  - 児童発達支援センター
  - 児童発達支援センター

## 1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設整備
  - 防災教育及び訓練の実施
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共有スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

## 2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。
- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらい、多くの方が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの实情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



## 問い合わせ先

- 市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。
  - 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること  
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。
  - 法改正に関すること
    - 水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
    - 土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
- TEL: 03-5253-8111 (内線) URL: <https://www.mlit.go.jp/mizukukudo/index.html>
- ver.4.2 (1/29/19)



# 避難計画の作成義務等の周知及び防災教育の充実

教育庁

取組⑦、⑭

## ○避難計画の作成義務等の周知

要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられていることを周知すると共に、実施状況を確認し、適切に対応するように指導した。

## ○「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施

都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。

### ○都立学校への周知文書

事務連絡  
令和2年9月1日

各都立学校長 殿

総務部調整担当課長

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のための協力をお願いします。

このことについて、別添のとおり、建設局河川部から依頼がありました。要配慮者利用施設に指定された学校におかれましては、各区市町村と連携して、引き続き避難確保計画の作成及び訓練の実施等の取組をお願いいたします。

なお、既に、各都立学校には、平成29年7月7日付事務連絡「水防法等の一部改正に係る避難計画の作成等について（通知）」、関係都立学校には、平成30年9月18日付事務連絡「要配慮者利用施設の指定に伴う避難確保計画の作成等について（通知）」によりお知らせしているところですが、各区市町村地域防災計画において、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内で要配慮者利用施設に指定された施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成等が義務付けられておりますので適切な対応をお願いいたします。

### ○「東京マイ・タイムライン」の活用に関する通知

31教指企第1758号  
令和2年1月20日

都立学校長 殿

教育庁指導部指導企画課長  
小寺 康裕  
(公印省略)

「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について（通知）

このことについて、令和元年6月5日付31教指企第407号により、風水害発生時の避難行動を事前に確認できるようにするため、全ての児童・生徒に「東京マイ・タイムライン」のセットを配布し、その意義の指導と、家庭での作成に向けた啓発をお願いしたところです。

その後、令和元年9月以降に発生した台風15号及び19号により、都内にも大きな被害もたらされるなど、改めて風水害から命を守るための取組が喫緊の課題となっています。

つきましては、令和2年度から、全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用して、下記のとおり生徒への指導を行うようお願いします。

○ 都内の私立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、幼保連携型認定こども園)への情報提供等を通じ、各学校の取組を支援

## 情報提供事例

### 【防災態勢】

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について(通知)

※水防法等の規定に基づく要配慮者利用施設の災害計画作成や避難訓練実施についても周知

### 【防災教育】

令和2年度版防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」等の送付

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の該当学年児童・生徒に配布

### 【その他】

令和2年台風第10号、第14号に関連する諸通知 等